

国際委員会規程

第1章 総 則

- 第1条 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」と言う。）定款第43条の規定に基づいて設置された、国際委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2章 審議・所管事項

- 第2条 委員会は、本連盟の国際機関との対応に関する専門事項を審議・所管し、理事会に意見を具申する。
- 2 前項に掲げる専門事項とは、つぎの各号をいう。
- （1）国際水泳連盟（F I N A）に関すること
 - （2）アジア水泳連盟（A A S F）に関すること
 - （3）その他国際関係事業の目的達成に必要なこと

第3章 委 員

- 第3条 委員会に、つぎの委員を置く。
- 委員長 1名 委員 20名以内
- 2 委員長及び委員は、理事会の議決により、代表理事が委嘱する。

第4章 任 期

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第5章 委員会

- 第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。
- 2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。
- 3 代表理事、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

第6章 小委員会

第6条 委員会に、小委員会を設けることができる。

2 小委員会については、委員会で別に定める。

第7章 規程の変更

第7条 本規程は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。